

関東の地租改正

奥田晴樹

はじめに

関東諸府県の地租改正は、福島正夫の研究によつて、地租改正事務局の強力な「指導」の下で共通の特徴を帯びることが夙に指摘されているが(1)、そうした「指導」の経緯や、それと改租結果との歴史的連関はかならずしも十分に明らかにされているとは言えないようである。そこで、あらためて地租改正事務局による「指導」の経緯を確認した上で、それと改租結果との歴史的連関を検討するがここでの課題である。

一 地租改正事務局の「指導」

(一) 関東改租の特殊事情

関東諸府県の地租改正については、地租改正事務局にあつてその実施状況の監督にあつた有尾敬重が、後年の談話筆記(大正三〔一九一四〕年二月印刷)で次のように語っている(2)。

関東地方は一体に徳川氏直轄で税が安い方であつた。従つて改正後は負担が増すと云ふ傾のある場所であつたから、此地方は幾分後廻しにして、他の出来栄を見てどうしても行らなければならぬと云ふ感じを起すまで着手を延ばして置くこと云ふことにして、丈量等の事も他の県より後でやつたのであります。また、こうも語っている(3)。

関東は御承知の如く、一府六県一重で其境を接して居るのであります。従つて此県の流義は斯で有り又此県の流義は斯で有ると云ふ様に異な方法でやりかけては比較上甚だ困ると云ふ感じが致しました。そこで関東は何うしても一府六県を仮に一地方と見て調べ上げた上、隣県に接続する所等は甲県から言ふて

も乙県から言ふても大抵値柄も合ふ様にしなければならぬと言ふ様なことを予め考へて調べに掛つたのであります。

前者は地押丈量、後者は地位等級の決定について述べている箇所、それぞれ関東諸府県での改租事業を特別扱ひした理由を説明したものである。その理由は、一つにはそこでは比較的輕租であつた旧幕領が多く、改租の結果、増租となる見込みが濃厚であること、またもう一つにはそこでの土地利用—営農事情が府県の行政区画で截然と区別できるような状態にはなく、改正地価算定に直結する地位等級の決定を府県間で無調整に作業をすすめた場合、改租結果に不公平感を抱かしめ紛議を惹起する危惧があること、の二点である。地租改正事務局は、このような特殊視の下に、地位等級決定作業のあり方をとりわけ重視して、それを中心に据えた「指導」——関東諸府県の側からすれば「介入」の方針を組み立てていったのである。

(二) 地租改正事務局の方針

地租改正事務局は、明治九(一八七六)年三月三日付で、以下の関東八州地租改正着手ノ順序を各地出張局員宛に達した。その内容は以下の通りである。

①地押丈量——第一条(4)。

第一二丈量ヲ正確ニシ地盤ヲ定ムヘシ地盤確定セサル以上ハ収獲地価ノ事言フ可ラスシテ其丈量ノ方法及ヒ地図製法ハ追々ノ成規ニ依ルヘシ歩様ハ改正条例ニ掲載ノ如ク三四ヶ所位ニテハ其確否ヲ見認ルコトヲ得カタシ故ニ毎村十ヶ所以上ハ様スヘシ前段では、後引の有尾証言にあるよう、それが終了するまで地位

等級の決定や地価算定について触れてはならないと、とくに注意している。後段では、地租改正法中の地方官心得第二章に「耕地巡視ノ時ハ一筆毎ノ畝杭ヲ改メ、落地ノ有無ヲ点檢シ、広狭ノ当否ヲ觀察シ、三四ヶ所竿入様歩イタシ書上ノ歩数ト増減アルトキハ再調ヲ命スヘシ。」⁽⁵⁾とあるのが、これまでの実地検査の経験から竿入箇所を、規定の一村三、四ヶ所から一〇ヶ所以上に増やすよう指示している。

②地位等級の決定——第二条(6)。

第二ニ土地ノ等級ヲ定ムヘシ等級正當ヲ得サレハ收穫ヲ論スルノ目的確ナラス而シテ其等級ヲ定メ夫ヨリ毎州中各郡ノ等級毎郡中各村ノ等級毎村中各地ノ等級ト順次ニ之ヲ定メ其ノ各州ノ等級ハ此州ト彼州トノ比準ヲ以テシ而シテ之ヲ全国ノ上ニ就テ大觀シテ甲乙ヲ立テ各郡ノ等級ハ一州限り此郡ト彼郡トノ比準ヲ以テ甲乙ヲ立テ各村ノ等級ハ一郡限り此村ト彼村トノ比準ヲ以テ甲乙ヲ立テ各地ノ等級ハ一村限り此地ト彼地トノ比準ヲ以テ甲乙ヲ立ツヘシ

ここでは、收穫量の調査に先行して、あらかじめ地位等級の決定を行う方針がとられている。その方法は、州位(国、または府県)↓郡位↓村位↓地位と上から順次決定するというもので、州位は全国比較の中で決め、以下各州の諸郡はその州位の中での相互比較で、という具合に州↓郡↓村↓地の順に決めていくという。

③收穫量の調査——第三条(7)。

第三ニ收穫ヲ調査スヘシ其方法ハ先ツ土地ノ肥瘠便否山川ノ景況氣候ノ善悪反別ノ多少坪刈ノ宜シク徴スヘキモノアレハ其多寡及ヒ旧租額ノ寛苛等ニ依テ大觀シテ以テ粗ノ目的ヲ立テ而シテ毎地ニ就キ一等ノ土地ニ反歩ニ付何石二等ノ土地ニ反歩ニ付何石此村平均何石何斗之ヲ彼ノ村ノ一二等ノ土地ノ收穫及ヒ一村平均ノ收穫トニ比準シテ權衡如何ヲ考ヘ毎郡收穫モ亦如此彼此ノ郡ヲ比較シテ權衡ヲ取り猶ホ之ヲ隣州ノ相類似スル某村ノ平均ト此村ノ平均ト某郡ノ平均ト此郡ノ平均ト比較シ仮令ハ某

郡ノ彼ノ村ト此郡ノ此ノ村ト同等ニシテ土地ノ景況亦同シケレハ某郡村ニ石ナレハ此郡村モニ石ナルヘク某郡村ト此郡村ト同等ナレトモ土地ノ景況自ラ差アレハ某郡村ニ石ナレトモ此郡村一石九斗九升ナルヘクシテ則チ某郡村ノ二等ニ当ルヘク然レハ此郡村ノ何等ハ某郡村ノ何等ニ当ルト見定メ順次如此シテ遂ニ隣州ノミナラス遠隔ノ地方ト雖トモ其類似シタル土地ハ広ク類推シ而シテ復一州ノ平均ニ就テ大觀シ其初メ立ツル所ノ目的ノ當否如何ヲ熟勸シ猶ホ權衡ヲ得サルモノト思惟スルトキハ其上等若干收穫最下等若干收穫トシテ其動カス可ラサル確實真正ノ目的ヲ定メ而シテ其最上ト最下トノ間ノ等級ニ就キ其實力ニ

應シテ相歩劣リテ以テ割賦シ其當否ヲ研究スヘシ
收穫量の調査は、あらかじめ決定された地位等級を前提とするだけではなく、はじめに收穫量の「目的」、つまり目標額を設定した上で行うことになっている。目標額を州↓郡↓村↓地の順でまず決めておいて、実際の調査結果をそれで点検していくというやり方をとる。調査は、一応州↓郡↓村↓地の順でやるとしているが、州郡村の範囲を越えて隣接地との比較を行う必要がとくに注意されている。これは、前引の有尾証言にある通り、関東の特殊事情に配慮したものであろう。

④改租石代の決定——第四条(8)。

第四ニ米価ヲ定ムヘシ其方法ハ成規ノ如ク其全管内ノ五ヶ年ノ平均ヲ取ルヘトシ雖トモ若シ地方ニ依リ一管内ニ於テ各所米価ノ差違甚シクシテ全管ヲ以テ平均シカタクモノハ其地方ノ實際ニ就キ之ヲ二三二分テ平均スルコトモアル可シ而シテ此米価ナルモノハ最モ精確正真ヲ加ヘサレハ改租ノ真理ヲ失ヒ易キコト此ヨリ甚シキハナシ何トナレハ收穫ノ多少ニ依テ地価ノ高低ヲ生スルハ其実ヲ得ル論ナシト云フ可シト雖トモ米価ノ高低ニ依テ地価ノ高低ヲ生スルハ其真理ニ遠カリ易キヲ以テナリ

地価算定に用いる米価、つまり改租石代については、八(一八七五)年三月一九日付の大蔵省乙第三六号達で「改租ニ用ユル米価ハ

渾テ三年ヨリ七年迄ヲ限リ此五ヶ年ノ平均相場ヲ用ユヘシ。」(9)とし、また同年七月八日付の地租改正事務局議定の地租改正条例細目第六章第五条で「一管内一定ノ相場ヲ用ユルハ当然タリト雖トモ、近県管轄地境界接スル地ニシテ多分ノ高低アルモノハ、篤ト双方ノ權衡ヲ量リテ不公平ナキヲ要シ實際ノ見込ヲ具状スヘシ。」(10)と規定している。

改租石代に関するこの一管内一米価の方式は、当然、一管内の改租事業を一度に竣功をさせる方針と連繋し、いわば全管一致主義とも称すべき事業方針を形づくり、同年八月三〇日付の太政官達第一五四号で「地租ハ固ヨリ速成ヲ要セサレトモ、一県又ハ一郡一區ヨリ漸次ニ改正スルトキハ彼此權衡ノ平準ヲ得難ク、且逐年物価ノ低昂ニ依リ地価ノ差異ヲ生スル等、種々ノ障害アルニ由リ、來ル明治九年ヲ以テ各地方一般改正ノ期限ト定ム、依テ精々尽力其成績ヲ奏スヘシ。」(11)とした、改租事業九年中竣功の拙速主義に結実していく。

ここでは、関東でもそれを踏襲しつつも、地域の実情によりそれに例外を設けている点に注意を喚起している。そこには、上記の一管内一米価方式、全管一致主義、九年中竣功の拙速主義の三連環方針が各地で紛議を起こしつつあつた情勢が幾分かは反映しているかもしれない(12)。

⑤還元利率の決定——第五条(13)。

第五ニ利率ヲ定ム可シ其方法タルヤ利子ハ専ラ土地ノ便否人民営業ノ盛衰等ニ依テ高低ヲ定ムルモノトス故ニ毎地ニ利子ヲ異ニス可ラス一村一利子一郡一利子等其土地ノ景況ト該地方ノ慣行ニ依テ定ムヘシ

改租事業では収穫量から資本還元方式で地価を算定する方式がとられたが、その利率の適用範囲についての方針は変化していった。地租改正法中の地方官心得第十九章では「土地ヲ売買スルヤ各人ノ好悪ニ因リ其利分低昂アリト雖トモ、其差等ノ如キハ概略三分利ヨリ六分利マテヲ以テ普通トス。故ニ今地価ヲ檢スルノ際自作地ハ七

分利、小作地ハ五分利ヲ以テ其極度トスヘシ。」(14)とのみ規定され、その適用範囲については触れられていなかった。七(一八七四)年三月七日付の大蔵省決議で「各地方管内各村改租上地価ノ利率適宜差等ヲ設ケシム。」(15)とし、村ごとに利率を定めてよいことにした。その後、前出の地租改正条例細目の第七章ではこう規定している(16)。

第一条 利子ハ従前其地ノ慣習ニ由リ各処異同アリ。且売買上好悪、必需ノ緩急ニ由リテ一村中タリトモ自ラ昂低アリ。

然レトモ要スルニ不動産タル土地ノ利子ハ、金銀貸借上ノ如キ利子ニ至ラス。故ニ地方官心得書第十九章ニ掲載スル利率ヲ以テ極度トスヘシ。尤各村耕耘ノ難易、人口ノ多寡、運輸ノ便否、余業利潤ノ厚薄等ニ由リ、一管内ト雖トモ差等アルヘキヲ以テ、最寄市村ノ実況ニ就キ、各村極度以内ヲ以テ適當ニ等差ヲ設クヘシ。

第二条 一村ノ内一筆限ニテハ利子ノ極度ヲ超ルモノ間々アルヘシ一村総計上ニ於テ極度ニ超過セサレハ一筆限ノ流用ハ妨ケナシ。

ここでは、村ごとの利率設定を地方官心得第十九章に規定された三六パーセントの限度内という条件を付して認め、さらに一筆ごとの利率設定も村単位で集計した際に上記の限度内に収まっていれば構わない、としたのである。しかし、関東改租では、第五条にあるように、一筆ごとの利率設定を認めず、村ないし郡を適用範囲に一定させる方針に変わっている。

⑥新旧税額の比較——第六条(17)。

前条ノ件々皆ナ正確ヲ得テ始メテ地価ヲ算出ス可シ而シテ後新舊税額ノ増減新旧別ノ増減等ノ比較ヲ勘味シ若シ其比較上ヨリシテ新税額ニ疑アルトキハ猶ホ收穫ヲ勘査シテ其目的ノ当否ヲ研究スヘシ故ニ新旧税ノ比較ヲ主トシテ收穫調査ノ根拠トナス可カラサルカ如シト雖トモ其全体ヲ勘味スルニハ必ス欠ク可ラサルモノトス

改正地租額の妥当性を吟味するため、新旧税額の比較が必要だとする。もし改租結果に疑惑が生じた場合は、収税量を検査してその目標額の可否を再検討するよう指示している。なお、この新旧税額の比較を取獲の査定の際に基準として用いることは戒めているが、関東改租の実現場面では、それがなかなかの威力を発揮することになるだろう。なお、第七条は、旧反米・石盛・免の調査も上記の作業の一環として指示している(18)。

⑦調査の正確さと収税量・利子・米価の斟酌——第八条(19)。

地価ヲ算出スルニ其目的ヲ達セン為メ或ハ収獲或ハ利子或ハ米価等ノ上ニ就テ之ヲ斟酌増減スルコト往々アリ此弊勉メテ避ケスハアル可カラス何トナレハ収獲ナルモノハ其地ニ応シ必ス若干ノ収獲アル可キノ道理ヲ見認テ之ヲ定ムルモノナレハ其地価税額ノ目的ヲ達セン為メ斟酌増減スヘキモノニアラス故ニ断シテ此弊ヲ避ク可シ真ノ条理論ヨリ言フトキハ利子米価等モ亦然ルナリ然リト雖モ収獲調査ナルモノニ於テハ他ノ物質ヲ分析シタル如ク毫毛差謬ナキコトヲ保チカタキト元是税ノ輕カランコトヲ欲スル人民ヨリ申立タル収獲ナルニ就テハ必ス多少隱匿ノ収利アルモノナルトニ依テハ之ヲ調査スルニハ幾分カ便法ヲ用ヒテ以テ到底正確ニ帰セシメサル可カラス其便法ハ則チ利子或ハ米価ヲ斟酌増減スルニアルナリ然レトモ是ハ已ヲ得サルニ出ルノ権道ナレハ希クハ容易ニ用ヒサルヲ要ス且猶収獲利子ノ如キハ今年調査スル所ノ正確ナレハ五年ノ再調ノ時ニ至リテモ大差違ナク米価ニ至テハ其時ノ勢ニ依テ高低差違量リカタシ故ニ収獲ノ目的的弥動かス可ラス米価ノ斟酌最モ慎ムヘキノ道理アルヲ知ルヘシ

あらかじめ設定されている目標額の地価を算出するため、その基礎資料となる収税量・還元利率・改租石代の数値を適宜斟酌することを強く戒め、調査の正確さを要求している。五年後の再調査とは、七年五月一二日付の太政官布告第五三三号で地租改正法中の地租改正条例に第八章「改租後売買ノ間地価ノ増減ヲ生スルトモ、改租ノ初

年ヨリ五ヶ年間ハ当初決定セシ地価ニ拠リ収税スヘシ。但地価昂低ヲ生セシトキハ其地方官ニ於テ券状裏面へ朱書スヘシ。」(20)と追加規定されたことによるものである。

しかし、上記の一般原則を掲げつつも、その一方で、地主の申告方式で一連の改租作業が進められていることに注意を喚起し、地主が改租を好機として減租をはかるのは必至だから、申告内容の正確さは期し難いとし、「便法」ないし「権道」として、それらの数値を斟酌することでそれを是正することも認めている。後述するように、実際には、地租改正事務局が関東諸府県にこの「権道」を押し付けようとすることになる。

ついで、第九条は改租結果の表示方法、第一〇条は沽券地、つまり市街地の地価算定上の注意である(21)。

⑧再調査の際の請書——第一条(22)。

等級及ヒ収獲利子等ハ先ツ人民ニ為申立官之ヲ不相当ト思惟スルトキハ幾応モ之ヲ督責シ遂ニ承服セシメタル上綿密ノ手続ヲ以テ其請書ヲ取ルヘシ此請書ヲ取ルノ際疎漏ノ挙動ニ涉リ他日人民不服等ノ紛議ヲ来ス勿レ最モ慎ムヘキモノトス

改租事業が前述の三連環方針の下で強力に推進され始めると、各地で紛議が否応なく生じてくる。そうした状況が、この紛議防止のための規定がとくに設けられた背景にあると見てよからう。検査により再調査となった場合を想定し、地主に申告内容と異なるその結果を承諾させる際、請書を取ることを指示している(23)。さらに、その取り方にも慎重を期するよう、厳しく注意している。地租改正事務局は、前引の有尾証言にあるような特殊事情のみならず、上記のような状況下で進めなければならない関東改租に、特段の慎重さをもって臨んだと言えるだろう。

しかし、三連環方針を貫徹していこうとすれば、この関東改租方針が出されてから二ヶ月後には、九年五月一二日付の太政官布告第六八号で「地租改正調査ニ臨ミ収獲地価適当ノ目的ヲ定メ、一郡一区内ニ就テ人民過半承服ノ場合ニ至ルモ、其一部分ノミ私見ヲ張り

承服セサル者アラハ、近傍類地等ノ比準ヲ取り相当ノ地価ヲ定メ之ニ地券ヲ渡シ収税スヘシ。」⁽²⁴⁾といった強制措置の法制化と見えなされていくことになる。

⑨ 目標数値決定の優先——第二二条⁽²⁵⁾。

収穫利子等ハ派出局員ノ目的ト該府県官ノ目的ト決定セサル内ハ府県官ニ於テ毫モ人民ニ対シテ口ヲ発ク可ラサルヲ緊要トス収穫量や利率の目標数値について、地租改正事務局から派遣された局員と各府県の改租担当者の間で合意が成立するまで、それらの決定について府県側に箝口令を敷いている。問題は地租改正事務局と関東諸府県の合意形成で、後引の有尾証言にもあるように、実際にはこれがなかなか容易ではなかったのである。

とまれ、以上の方針の下に、地租改正事務局は関東改租を「指導」していくことになるのである。

二 地位等級決定作業の展開

(一) 地位等級決定作業の着手

関東における改租作業の実際の経緯については、有尾が後年の手記(大正一〇(一九二二)年五月二〇日完成)で次のように書いている⁽²⁶⁾。

一 同九年六月神奈川県ニ出張ヲ命セラル関東一府六県ノ地ハ均シク平野ニシテ両地方ノ境ヲ接スル別ニ確乎タル境界ナシ改租ハ至公至平ニ行フモノナルニ地方庁ノ異ナル為メニ結果ノ同シカラサルトキハ本旨ニ戻ルヲ以テ調査ニ関シ模範村ヲ置クコトヲ創設シ最寄二三ヶ村ヲ一組トシ其内ノ各等級ノアル適宜ノ村ヲ模範村ト立テ其地位ヲ立ルニハ官民立会(一組合ノ数村ハ土地ニ明瞭ナル総代人ヲ選択シテ立会シム)一等ト二等ニハ若干(仮ニ収穫米壹斗五升トス)ノ差アルコト、シ模範村ノ何等地ニハ何村ノ何等地カ比適スル等ノ標準ヲ立テ関東ノ各地方ハ之ヲ連結シテ何レノ土地ト雖トモ地位同シキモノハ一般ニ一級内ノ地トナスノ組織トス先ツ之ヲ神奈川

県ニ開始シ六月ヨリ九月迄実施シ其成績良好ナルヲ以テ関東各地方ニ及ホスコトス

ここから、以下の事柄がわかる。

第一に、関東諸府県の改租事業における地位等級決定作業着手の経緯である。すなわち、九年六月、まず神奈川県で着手し、そこで作業が順調に進行したことを見て、同年九月から他府県でも作業を開始したのである。

第二に、地位等級の決定にあたって、模範村の方式を採用したことである。この方式について、有尾は前引の談話筆記で、次のように具体的に説明している⁽²⁷⁾。

其上段各地方で改正をやつたために手並も出来て参りましたもので有りますから役人の方でも然う素人計りでない、経験を積んだ者も幾らか有る様になつたので、先づ模範村と云ふものを立て、之を基として調べをする事になりました。模範村には何う云ふものを立てるか云ふと其一村内に可成種々の土地の有る所、即ち善い所も在り悪い所もあり、水不足の所もあり水の多い所も有ると云ふ風で、彼所はどう云ふ等級、此所はどう云ふ等級と云ふ事がどの村にも模範になる様に異種類の多い所を選んで模範村に立てたのであります。然うして十ヶ村又は二十ヶ村宛に組を分けて先づ以て其内の模範村に就て地位の等級を立てさせ、組合各村の地主総代世話役等地位等級の事に従事する者を之に立会はせ、一同をして実施に就て模範村の一等は斯う云ふもので有る、又二等は斯う云ふ様なものであるから各自の村の一等地は模範村の三等に属するとか若くは四等に属すると云ふことを充分に見極めをさせ又等級の定め方も斯う云ふやうにやるのだと云ふ事を教えてやつたものであります。それから此の実行中は地価がどう云ふ風になるであらうかと云ふ事は一切念頭に上させん様な示し方を致しまして、先づ収穫を以て関東各府県の平均を得る様な風になつたもので有ります。夫れから甲乙県の一等地が何所々と定まつた時は相互の役人

をして改正局役員と共に其所へ見に行かしめ、之に立会はせて何県の一等と何県の二等はどう云ふものである、又何県の下等地と何県の下等地とはどう云ふもので有ると云ふ様に前に模範村で極めたと同じ様な工合に県と県で極めてた行つたものであります。此に等級は収獲から目安が付いて居らんければ出来ないもので、各等級間の差を一斗五升とすると云ふ目安でやられたもので有ります。但し茨城県は一斗五升では開きが多過ぎる五升づゝに細分して貰いたいと云ふので、一等を更に甲乙丙と細分してやつた、其他は一斗五升で宜しかつたかと記憶して居ります。

この証言の内容は、前引の地租改正事務局の関東改租「指導」方針における地位等級の決定方法やその際の箝口令について、より具体的に説明するものとなっている。模範村の方式とは、まず先に村内の地位等級を決めてしまふ模範村を選び、それを中心に一〇ないし二〇ヶ村で組合を作らせて、模範村の等級との比較で組合を構成する各村内の等級を決めて行き、さらに模範村を相互に比較して各府県内の地位等級を決めるというものである。また、各等級の区分は、一斗五升単位とし、茨城県だけは各等級内をさらに三等分することを認めたという。

こうした方式が最初に実施された神奈川県改租事業については、渡辺隆喜が壬申地券交付以降の事業の展開経緯を研究し⁽²⁸⁾、また高崎進が瀬谷村ほか六ヶ村で起きた改租結果をめぐる紛議について検討している⁽²⁹⁾。これらの研究によつても、地位等級決定作業着手後の九年六、九月の時点の神奈川県では、模範村の方式それぞれが拒絶されるような事態は生じていないようである⁽³⁰⁾。そうした事情から、地租改正事務局がそこでの実験を「成績良好」と判断し、他の関東諸府県に作業を拡大していったものとみられる⁽³¹⁾。

(二) 改租作業の中断

このようにして関東全域に拡大された地位等級決定作業のその後

はどうなったか。これも有尾の手記で見てもよい⁽³²⁾。

一 同年九月千葉県ニ出張ヲ命セラレ神奈川県ト同一ノ方法ニ着手ス尋テ茨城、栃木、群馬、埼玉、東京府ノ郡部モ同シク関東一般ヲ担当スルコト、ナリ之ヲ各地方ニ類推スルコト、又茨城県ニハ同年十二月暴動起リ一時中止ス又十年二月西南騒擾事件ニテ人心恟々タリ故ニ一時一般ニ中止トナル改正局員ハ引上ケ人民ニ対スル調査ヲ止メ本局地方庁共ニ前途施行スヘキ内部ノ準備ニ専ラ従事セリ

有尾は、明治九年九月以降、千葉県、ついで他の関東諸府県も担当することとなったが、同年二月に茨城県で改租事業をめぐつて大規模な騒擾が発生し⁽³³⁾、同県の作業を一時中止せざるを得なくなり、さらに翌一〇(一八七七)年二月に西南戦争が勃発して、全国改租事業が一斉に中断され、以後、地租改正事務局では全国に派遣していた局員を東京に引き揚げて今後の作業の準備をすすめ、「地方庁」つまり各府県も同様の態勢をとつたという。

これを要するに、関東諸府県の改租事業における地位等級決定作業は、神奈川県で九年六月、ついで他府県も九月以降に着手されたが、まず茨城県が騒擾発生のため、同年一二月に中止され、さらに他府県も西南戦争のため翌一〇年二月には中止されたわけである。それまでの改租事業もそうであったが、関東諸府県の改租事業も政局や民衆の動向に大きく左右され、難航したのである。

しかも、茨城県に続き、九年一二月には三重県でも改租事業に起因する騒擾が発生したため、政府は、一〇年一月四日、地租を地価の三パーセントから二・五パーセントへと大幅に引き下げる措置をとつたのである。減租の詔書には、地租改正法の目的が「兆民猶ホ疾苦ノ中ニ在リテ未タ富庶ノ沢ヲ被ラサルヲ懸レ」んで、税法の「偏重ナカラシメント」したものだと言いた上で、「今又親シク稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ノ道ヲ念フ」ところから、減租を実施することにしたと述べられている⁽³⁴⁾。民衆の生活苦を認識し、それを救済すべく課税の偏重を是正する目的で改租事業を始めたのだという

説明であり、減租の措置は民衆救済という事業目的の新たな証明というわけである。

(三) 収穫反米の調整

しかし、地租改正事務局が作業中断中に行つた今後の作業の「準備」の中身は、前引の詔書を額面通りに受け取つてしまつてよいものかどうか、少なくとも関東諸府県に關しては一考を要するようである。有尾の手記はこう続けている(35)。

後九月頃ヨリ復旧シ前掲各地方二出張シ一般ヲ監督シ実地二臨ミ之ヲ督励シ彼是ノ権衡ヲ平準ナラシムルコトニ努ム

実際には、一〇年八月下旬から一〇月にかけて、関東諸府県の府知事・県令が地租改正事務局に呼び出され、今後の作業方針についての意思統一がなされている(36)。有尾の手記では、年次を誤り一(一八七八)年としているが、その模様を以下のように記している(37)。

十一年八月二至リ漸ク諸般ノ調査竣功ニ至レルヲ以テ関東ノ各地方長官ヲ東京ニ召集シ改正実施ノ標準ヲ示サレ各尽瘁セラレタルニ関東ニハ従来二石五斗代ト云フ一石ノ米価ハ四十錢トシテ上納スルノ習慣アリテ改租ノ結果ハ非常ノ増租トナルヲ以テ実施ノ困難ヲ陳情シ容易ニ承諾セラレス去ナカラ調査上ニハ予メ期スル所ニヨリ確乎タル標準ノアルアリテ之ヲ批難スル能ハス再三再四ノ会见ニ於テ一時ノ推選ヲ以テ著シク増租トナル畑方ニ於テ幾分ノ讓歩斟酌ヲ加ヘ漸ク妥協ヲ遂ケ地方長官二一任シテ実行セシムルコト、ナレリ実ニ地租改正中ノ最モ困難タリシ改租モ調査方法ノ完全ナリシヲ為メ挙行スルコトヲ得タリ

地位等級の決定に続く次の課題は収穫量の調査だか、前述の「指導」方針によれば、そこではまず目標額について、地租改正事務局と関東諸府県の間で合意を形成しなければならぬ。有尾は、そのため各府県の府知事・県令を東京に呼び出して意思統一をはかった際の状況についても、次のように証言している(38)。

夫れから後と廻しにして置いた関東は余程注意して円満なる様なやり方をしなければ成らぬと云ふので材料も充分調つて居りました。加ふるに西南戦争の方も落着いたので、一府六県の知事を召集して、諸般の材料を以て取調べたる額を示し、之を施行しなさいと云ふ様に協議されたものであります。然う云ふ多数を一席に集めたことでありますから議論が八釜敷く、然う云ふ額は実際に行へないと云つて中々聞き入れませんでした。

殊に関東は税率が二箇半になつても猶ほ増税が甚だしい、千葉、茨城、群馬は夫れ程でもありませんが、外の県は頗る相違が多く、就中埼玉県は最も甚だしいと云ふので、知事は全国公平画一にする御主意であるけれども、之を一時に施行する事は如何ともやり兼ねると云ふ様な事を陳述しまして、容易に承知しなかつたので、一週間位熟考の時を与へ、一方地租改正局の方でも再考致しました結果、他の租税の減ずる所と違つて斯う云ふ地租の増す地方にあつては一時に真正にやる事も出来兼ねぬ事情もあると認め、且つ知事も連合して斟酌を迫られたので、已むなく前に提出しました額より、畑に限り、三分乃至五分を減じた処を以て査定額とし、更に協議に上せて漸く決着しました。然し引受をした上は実行は総て自分等に任せて改正局の出張員は差出しなき様にして頂き度いと云ふ事になりました。改正局の方でも総額に於て増減を生ぜざれば其目的は達するので有りますから其額を県知事に任せられまして、知事が背負つて一般を纏めたので有ります。改正局でも元々然う云ふ事に成りませんかと予測して各県を連合して、地位等級を始め収穫の配布に至る迄、知事が勝手に直す事の出来ない様に取運んでありましたから後になつて見ても、関東地方が殊更に軽くなつたと云ふことも無く、一時の行き掛り上然う云ふ様な事になつたので、実際は敢て不都合の事も無く、正当に落着いたかと思ひます。

これらからは、以下の事柄がわかる。

第一に、地租改正事務局はそこで「収穫の配布」ないし「査定額」

を提示しているが、後述するように、それは各等級の反当収穫量Ⅱ収穫反米の平均値、すなわち平均反米である。しかも、同局が作業中断中に「準備」したその数値は、各府県で納税者の申告を基礎に積み上げてきた各等級の収穫反米を全般的に引き上げる結果となるものだったのである(39)。

第二に、そのため、埼玉県をはじめとする関東諸府県の府知事・県令が地租改正事務局の方針を受け容れられないと強い難色を示している。彼らの動きは、納税者の反発を必至と考えてのものと思えて差支えあるまい。

第三に、そこで、両者間の妥協がはかられ、関東諸府県で耕地に占める割合の大きい畑作地について、平均反米を若干減らすことで妥結した。

第四に、今後、各府県で納税者の了解をとりつけていく際、地租改正事務局は一切を各府県当局に任せ直接関与しない、との府知事・県令側の要求が認められた。いわば、これは、関東諸府県の地租事業を、府知事・県令が地租改正事務局から請け負ったわけである。地租改正事務局と関東諸府県の間でたまたかわされた論議が、今度は各府県当局と管内諸村、ついで各村の改租担当者と村内の納税者の間で、順次、展開されていくことになるだろう。

第五に、地租改正事務局がこうした各等級の収穫反米での妥協や、関東諸府県による改租事業の請け負いを認めたのは、「総額に於て増減を生ぜざれば其目的は達する」との目算が成り立ったからだという。この目算はまた、その細分化された姿で、各府県管内各段階での論議の帰趨を左右する有力な判断材料の一つとなるであろう。

三 関東諸府県の改租結果

このようにしてすめられた関東諸府県の改租結果のうち、新旧の反別と地租の増減比較は、表1に示した通りである。

改租結果の歴史的評価に直結する新旧地租額の増減に関する数値をめぐっては、従前の地租改正研究の焦点の一つであり、依拠する

表1 関東諸府県 地租改正 事業期間 新旧反別・地租増減 府県別一覧

府県名	事業期間	田畑・宅地・市街宅地他			山林原野他			合計		
		反別増減	地租増減(3%)	地租増減(2.5%)	反別増減	地租増減(3%)	地租増減(2.5%)	反別増減	地租増減(3%)	地租増減(2.5%)
東京	明治7.9-11.5	45,720	+285,074	+177,549	43,258	+2,866	+2,334	92,558	+287,940	+179,884
神奈川	7.2-13.4	208,282	+53,758	93,277	1,250,156	+17,230	+13,391	1,462,439	+70,988	79,885
埼玉	9.5-13.9	252,677	+301,340	+18,396	826,231	+24,662	+20,015	1,081,393	+326,002	+38,384
千葉	6.9-14.9	492,837	293,301	544,760	1,123,422	+18,859	+14,624	1,627,755	274,442	530,136
茨城	6.8-14.6	369,379	69,907	289,485	1,242,446	+14,821	+11,660	1,625,603	55,086	277,824
群馬	9.11-14.5	190,527	+82,622	68,452	1,205,252	+31,756	+26,109	1,405,378	+114,378	42,343
栃木	8.11-13.5	150,315	+75,092	72,814	1,651,023	+23,799	+19,478	1,809,889	+98,892	53,336
関東計	6.8-14.9	1,709,735	+434,678	872,843	7,341,788	+133,993	+107,611	9,105,015	+568,672	765,256
全国計	5.10-14.11	15,881,233	3,485,193	11,605,403	69,779,808	+580,083	+456,488	86,276,928	2,905,109	11,148,915

注1) 上掲の表は、「改正地租表」(大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第七巻、改造社、1933年3月、80-127頁)により作成し、大蔵省編『府県地租改正紀要』(復刻版、御茶の水書房、1979年7月)により改租事業期間を補記した。

2) 反別は反以下、地租は円以下を切り捨てた。

3) 反別増減の合計数値には表示を省略した民有地第二種の分が含まれている。

4) 地租増減(3%)および同(2.5%)の項は、改正地租を地価の3%ないし2.5%とした場合のそれぞれの総額を改租以前の賃租総額と比較した増減額である。なお、改正地租総額と増減を比較する「旧賃金ハ各府県改租ノ前三ヶ年間実収金額ノ平均」(前掲「改正地租表」凡例、80頁)である。

5) 反別増減の項の数値で-の記号を付したものは面積減、地租増減の項の数値で+の記号を付したものは増租額をそれぞれ示している。

史料の吟味も含めて、さまざまに論議されてきた。その中で、佐々木寛司が「明治初年地租改正基礎資料」(40)所載の各府県提出の「新旧税額比較表」に依拠した上で、一〇年減租による改正地租額を用いた新旧地租額の増減比較こそが改租結果の歴史的評価の史料の根拠たり得るとの見解を提示しているが(41)、もつともである。佐々木は、従前の議論のあり方を批判するため、依拠史料のデータとしての一次性或精度についてことさらに注意を払っているが、表1の依拠史料とした「地租改正報告書」付載の「改正地租表」(42)でも、数値の概数的傾向に大差が生ずるわけではない。ポイントは一〇年減租による改正地租額を用いた新旧地租額の増減比較を重視するか否かにある。この点で、佐々木の提言は以後の地租改正研究が無視することを許されぬ一石を投じたものと評されよう。

表1によれば、反別については、田畑・宅地・市街宅地他と山林原野他のいずれもが大幅に増加しているが、全国の増反数に占める関東のその割合は、前者の耕宅地が一〇・七六パーセント余、後者の林野が一〇・五二パーセント余で、両者に大差はない。しかし、地租の方となると、かなり異なる様相を示している。

耕宅地の地租は、一〇年減租以前の租率と比較すると、前引の有尾証言にある通り、千葉・茨城両県を除いて軒並み増租となつて、関東全体で四三万四千円余の増租となる。しかし、減租後の租率では、東京府と埼玉県は依然増租となるものの、他の諸県は減租に転じ、全体では八七万二千円余の減租となる。前述の経緯から明らかのように、関東諸府県の改正地租は減租後の租率で徴税が始められており、大幅な増租が予想された関東の耕宅地改租も、全体としては結果的に減租となつていたのである。

ちなみに、全国では、減租前でも三四八万五千円余の減租、減租後は一六〇万五千円余の減租となつてゐる。福島正夫の研究によれば、耕地の改租竣功時期は、減租前が三四四単位(県や郡など)、減租後も同じく三四四単位(うち九年が二九単位)であり、現行の行政区画では減租前が二六県、減租後が二九府県になるといふ(43)。

表2 関東諸府県 耕宅地地租改正 新旧地租総額比較

府 県	旧貢租総額(A)	改正地租総額(3%,B)	B/A	改正地租総額(2.5%,C)	C/A
	円	円		%	
東 京	360,075	645,150	179.17	537,625	149.30
神奈川	828,455	882,214	106.48	735,178	88.74
埼 玉	1,396,486	1,697,826	121.57	1,415,855	101.38
千 葉	1,802,056	1,508,754	83.72	1,257,295	69.77
茨 城	1,387,373	1,317,465	94.96	1,097,887	79.13
群 馬	823,826	906,449	110.02	775,374	94.11
栃 木	812,352	887,445	109.24	739,538	91.03
関東計	7,410,623	7,845,303	105.86	6,558,752	88.50
全国計	52,206,406	42,721,213	81.83	40,601,003	77.77

注1) 上掲の表は、「改正地租表」(大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第七巻、改造社、1933年3月、80-127頁)により作成した。

2) 耕宅地とは民有地第一種の田畑・宅地・市街宅地・塚田などをいう。

3) 各総額は円以下、百分比は小数点第3位以下を切り捨てた。

さすれば、耕宅地の過半は減租後の租率で改正地租の徴税が始められたこととなり、減租前に竣功したところもその大半が僅か一年で減租となつてゐるから、全国的にも耕宅地の改租結果は減租になつたものと見るべきであらう(44)。

問題は、全国が減租となる中での、関東の減租がどう位置づけられるかである。表2は、関東諸府県の耕宅地について、旧貢租と改正地租の総額を比較したものである。貢租総額に対する改正地租総額の割合を、実際に徴税された地価二・五パーセントの数値と比較すると、関東が全国よりも一割以上も高くなつており、三パーセントでの全国の割合よりも高い。つまり、関東の減租率は、全国のそれよりも格段に低いのである。

この要因は、前引の有尾の手記や証言にもあるように、改租実施当時から、旧幕領が多く、また畑方の割合が高く、そのいずれも旧貢租負担が相対的に軽かつたことに求められてきたが、はたしてそれだけだろうか。有尾が、前引の如く、関東の改租結果について「改正局の方でも総額に於て増減を生ぜざれば其目的は達する」(45)と証言しているが、旧貢租比八八・五〇パーセントという数値は、「其目的」を実現すべくなされた地租改正事務局の「指導」の結果でもあつた、と見るべきではなからうか。一〇年九月の時点の政府は、年頭の減租による大幅収減に加えて、西南戦争の莫大な戦費の負担によつて、きわめて厳しい財政運営を余儀なくされてゐた(46)。したがつて、関東改租に臨んで、政府が収収の減少幅を可能な限り抑えようとしたとしても、さして不思議な話ではあるまい。

では、林野の方はどうか。前出の表1によれば、林野の地租は、全国と同様、一〇年減租の前後も関東の全府県で増租となり、実際に徴税がなされた減租後のものでも全体で一〇万七千円余の増租となつてゐる。問題は、この増租額が全国のそれに占める割合である。減租後の林野の全国の増租額は四五万六千円余であり、そこで関東の割合は二三・五七パーセント余、つまり四分の一弱に達している。これに対して、耕宅地の減租額が全国のそれに占める割合

の方は、僅かに七・五二パーセント余にすぎない。

このように、関東における林野の増租額の割合は、全国対比では反別増のその二倍以上となつており、ここでの反別増の中身が大幅な増租に帰結する性格のものであつたことに留意すべきではなからうか。従前の林野地租改正研究では、官民有区分の際にそれまで公有地とされてきた村持の入会地などの官有地編入の問題がとりわけ重視されてきたが(47)、関東の場合、それとともに、おそらくそれと表裏の關係にあると考えられる、林野について有税の民有地第一種が認定される際に、大幅な増租に帰結する方向が追求されたと思われる問題も、あわせて検討の俎上にのせる必要がありそうに思われるが、いかがであらうか。

なお、表1によれば、埼玉県と群馬県は、改租事業それ自体の着手、つまりその第一段階の地押丈量への着手も、地租改正事務局が地位等級決定作業への「指導」を始めた九年六、九月の前後、すなわち埼玉県が直前の五月、群馬県は直後の十一月にずれ込んでいる。埼玉県は一〇年八月下旬から一〇月にかけての地租改正事務局とのやりとりの際に最も強く難色を示し、改租結果も増租となり、また群馬県は減租にはなつたものの、関東諸県の中ではその減租額が最も少ない。こうした改租結果にも顕れている増租必至の見込みが、少なくとも埼玉県では改租事業着手を遅らせる要因となつたと見てよからう(48)。

ところで、改租結果を左右する要因には、収穫反米だけではなく、改租石代や還元利率もある。表3は、関東諸府県の改租石代と還元利率を、田と畑についてそれぞれ一覧したものである(49)。地租改正法が定める地価算定方式では、一般に、改租石代が高かつたり、還元利率が低ければ、改正地価は高くなる(50)。改租石代は、全国最高額の群馬県について、増租となつた埼玉県や東京府が高い。また、還元利率は、東京府が僅かに六パーセントを下回つてゐるが、差異の幅は六パーセントの前後〇・〇六七ポイントにとどまつてゐる。したがつて、群馬県の改租石代が全国最高額の五円四五銭に

表3 関東諸府県 改租石代 還元利率 府県別一覧

府 県 名	田		畑	
	改 租 石 代	還 元 利 率	改 租 石 代	還 元 利 率
	円	%	円	%
東 京	5. 2 0 0	5. 9 7 9	5. 2 0 0	5. 9 8 2
神 奈 川	5. 1 5 0	6. 0 0 5	5. 1 5 0	6. 0 3 0
埼 玉	5. 2 0 3	6. 0 1 1	5. 1 6 8	6. 0 0 5
千 葉	4. 6 8 3	6. 0 3 3	4. 7 0 7	6. 0 0 0
茨 城	4. 5 2 4	6. 0 0 0	4. 5 6 1	6. 0 0 0
群 馬	5. 4 5 0	6. 0 0 3	5. 4 5 0	6. 0 0 0
栃 木	4. 5 4 7	6. 0 0 0	4. 5 4 9	6. 0 1 0
全国最高	5. 4 5 0 (群 馬)	6. 6 9 6 (岐阜・美濃)	5. 4 5 0 (群 馬)	6. 8 0 0 (青森一部)
全国最低	2. 4 2 6 (秋 田)	5. 1 8 3 (鳥 取)	2. 4 3 5 (秋 田)	5. 2 0 0 (堺・高安)

注) 「地租改正以降至現在一段当地価収権及米価利率沿革一覧表 畑之部」および「地租改正以降至現在一段歩平均地価収権及米価利率修正沿革一覧表 田之部」(「地租関係書類彙纂」付表〔大内兵衛・土屋喬雄「明治前期財政経済史料集成」第七巻、改造社、1933年3月〕)により作成。

設定されたことが、同県が関東諸県中で減租額の最も少ない改租結果となる一因だったと見て差支えあるまい。

まとめにかえて

ここでは、関東諸府県の地租改正について、地租改正事務局の「指導」方針の内容を検討し、その実際の展開過程の概要を追跡した上で、その改租結果について考察を試みた。

なるほど、関東の改租事業には、地租改正事務局の「指導」により他地方の諸府県には見られない共通性が、作業のあり方にも、また結果にも認められる。その改租結果はたしかに減租になってはいない。しかし、その減租率は、全国の方を一〇年減租以前の租率で算出したとしても、全国のそれよりも下回っている。問題は、全国の中でそうした位相にある関東の改租結果が、地租改正法の頒布に際しての上諭が改租目的として掲げる寛苛軽重の是正、公平画一の実現(51)の範囲内、つまり寛軽な旧貢租を他地方と公平な水準の改正地租に是正したという程度にとどまるものなのか、ということである。

この問題を検討するためには、関東の各府県での改租事業とその結果について、より立ち入った考察が必要となるが、それは今後の課題としたい。

- (1) 福島正夫『地租改正の研究』増訂版、有斐閣、一九七〇年一月、三五九〜三六一頁を参照。
- (2) 『本邦地租の沿革』日本勧業銀行内毎月会、一九一四年二月、七八頁(復刻版、御茶の水書房、一九七七年九月)。
- (3) 同上八九頁。
- (4) 地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』有斐閣、下巻、一九五七年五月、一五六五頁(以下「資料」下と省略)。
- (5) 「地租関係書類彙纂」(大内兵衛・土屋喬雄「明治前期財

政経済史料集成」第七巻、改造社、一九三三年三月、以下「集成」七と省略) 三三〇頁。

(6) 前掲「資料」下、一五六五〜一五六六頁。

(7)・(8) 同上 一五六六頁。

(9)・(10) 「地租改正例規沿革撮要」(前掲「集成」七) 二七三頁。

(11) 同上二八三頁。

ちなみに、有尾は、三連環方針の成立について、談話でこう述べている(前掲「本邦地租の沿革」八八頁)。

曩に改正条例の発布の際には全県が出来ないでも出来た部分から改正して行くと云ふ条項が有つたので有りますが、其頃に至り然う云ふ風に小口から改正をして行くとすれば、先に調べた処と後に調べて処と不権衡を生ぜんとも限りません。又米価などの用い方が先の調べと後の調べとで違つて来ると云ふ事になりまして、已に実行に取掛つたものも中止して、一県同一の方法でやる事に致しました。夫から明治九年を以て改正の期限とするから明治九年迄に調べ上げて仕舞へと云ふ布告がありました。

有尾によれば、この三連環方針の成立が関東諸府県の改租事業への地租改正事務局の「指導」が開始される契機となつたという(同上八八頁〜八九頁)。

夫でも前にも申上げました様に関東地方は後と廻しと云ふ事で御座いましたが、此布告で明治九年迄に残らず仕上げて仕舞へと云ふ事になりましたので、後と廻し等と緩々として居られませんかので早速関東にも著手しなければならぬと云ふ事に評議が極まりました。

(12) 九年中に生じたトラブルの嚆矢は和歌山県那賀郡の騒擾だが、三連環方針とこの騒擾との関係については、拙著「地租改正と地方制度」山川出版社、一九九三年一〇月、第一編第

三章「地租改正をめぐる民衆運動」を参照。和歌山県での紛議は、九年二月七日付で旧貢租石代の一管内一米価方式を改めてほしいという要求が出されたことに端を発するが、県当局はそれが改租石代の決定方法に連動していくと見て(実際、民衆の側の要求はそうなっていく)、同年二月二十五日付で地租改正事務局に改租石代決定に用いる米価相場を従来の三ヶ所から一〇ヶ所に増やすことを伺出で、石代の若干の引き下げをはかり、複数米価方式への転換要求を抑え込もうとしている。同局は、同年三月二〇日付でそれを許可している(同上二一〇〜二一九頁を参照)。この和歌山県の何が出されたのは、関東八州地租改正着手ノ順序が達せられる三月三日の直前だが、この種の紛議防止への配慮を強調させる一因となつた可能性はあろう。

(13) 前掲「資料」下、一五六六頁。

(14) 前掲「地租関係書類彙纂」三二九〜三三〇頁。

(15) 前掲「地租改正例規沿革撮要」二八一頁。

(16) 同上二八二〜二八三頁。

(17)・(18) 前掲「資料」下、一五六六頁。

(19) 同上二五六七頁。

(20) 前掲「地租改正例規沿革撮要」二八一頁。

(21)・(22) 前掲「資料」下、一五六七頁。

(23) 改租事業における請書の役割については、拙稿「請書のこ」と(東京教育大学日本史研究会「表現」第二九号、二〇〇〇年三月)を参照。

(24) 前掲「地租改正例規沿革撮要」二八五頁。

(25) 前掲「資料」下、一五六七頁。

(26) 「有尾敬重略歴」(前掲「本邦地租の沿革」復刻版「解題」所載) 一三〜一四頁。

(27) 前掲「本邦地租の沿革」八九〜九一頁。

(28) 渡辺隆喜「神奈川県地租改正事業の特色」(「神奈川県史研

究』第四号、一九六九年五月)を参照。

(29) 高崎進「瀬谷村他六ヶ村改租不服運動の展開」(『神奈川県史研究』第三七号、一九七八年一月)を参照。

(30) 神奈川県における地租改正事業に関連した紛議として著名な真土事件は、質地関係が成立している地所への壬申地券交付のあり方に起因したものであったが、九年七月に県官が村内に入って地押丈量を実施し始めたことで問題が再燃し、同年一月に横浜地方裁判所へ質置主側が提訴している。こうした経緯から、九年六月九月の時点でこの紛議が地租改正事務局の判断を左右するものとなり得なかったことは明らかだろう。なお、真土事件の経緯については、大湖賢一「真土事件と民衆の土地所有観念」(『京浜歴史科研年報』第八号、一九九四年一月)を参照。

(31) 地租改正事務局は、九年七月二六日付で、茨城県地位等級及ヒ収穫地価調査順序を茨城県出張局員の伺により決判している(前掲『資料』下、一六〇四〜一六〇七頁を参照)。その内容は、前述の同局の「指導」方針をより詳細に展開したものと見てよい。なお、これについては、前掲福島「地租改正の研究」三六〇頁を参照。

(32) 前掲「有尾敬重略歴」一四頁。

(33) 木戸田四郎は、茨城県の騒擾について、「地租改正反対を主たる目的とするのではなく、「九年石代納米価基準と、前年貢租の六割を一時に年内に納めることに反対し、これを契機として激発した」もので、「農民たちが、地租改正に反対した場合にも、たかだか改正の費用負担に対して反対したのである。」との理解を提示している(明治九年の農民一揆「堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』第一巻「民権運動の発展」、有斐閣、一九五九年五月)一〇二頁を参照)。

この騒擾が改租事業との関係において、木戸田が指摘するよ

業の進捗状況から見て、当然と言えよう。関東改租に対する地租改正事務局の「指導」の重点方針の一つは、前述の如く、地位等級決定作業段階では、収穫反米や改租石代などについて、同局と各府県の合意が成立するまで厳重な箝口令を敷いていることである。さらに、茨城県の場合、前出の茨城県地位等級及ヒ収穫地価調査順序の第七条で次のように定めている(前掲『資料』下、一六〇七頁)。

一管内ノ地位確定ノ後甫メテ収穫ヲ調査スヘシ其方法ハ先ツ土地ノ肥瘠便否山川ノ景況氣候ノ善悪平年ノ検見坪刈及ヒ旧税ノ寛苛等ヲ参考シテ全管内ヲ大観シ田畑平均一凡ノ収穫ヲ概算シ更ニ各地毎等級ヨリ推算シテ全管ノ村等ニ相当スヘキ収穫目的ヲ立之ヲ統計シテ予メ概算スルモノニ照シ相当ト見込処ヲ以テ一応局議ヲ経然ル後人民ニ収穫ヲ云ハシム而シテ実地ニ就キ各地ノ収穫ト村平均ノ収穫トヲ以テ此村ト彼村ト比較シ権衡如何ヲ熟勘シ毎区毎郡ヨリ隣州ニ及ホシ一管内順次如此シテ初メ立ツル所ノ目的トノ当否如何ヲ審査シ権衡ヲ得サルモノハ幾度モ督責シ到底至当ノ収穫ニ帰着セシムヘシ

ここでは、①全管内を「大観」して平均反米を概算する、②各等級の収穫反米の見込額を立て、管内全村等の収穫量を推計し、その総計の反当平均値と①の平均反米を照合して、平均反米の見込額を確定する、③この見込額を「局議ヲ経」て「目的」として決定する、④人民に各筆ごとにその収穫反米を申告させる、⑤その申告内容を村ごとに集計してその平均反米を算出し、(あらかじめ決定されている地位等級による村等に照合して)各村を比較し、さらにそれを各区、各郡、全管内と積み上げた結果を、「目的」と照合する、⑥その結果、不適當と認定されたものは「幾度モ督責シ」て「至当ノ収穫」量に「帰着」させる、という作業手順が提示されている。

この作業手順を含む方針が決定されてから五ヶ月をようやく閲するにすぎない該時期の茨城県の改租作業は、精々、①ないし②の段階にすぎず、ここでは前述の箝口令が嚴重にしかれており、その後の作業の展開のあり方は民衆には秘匿されている。そして、肝心の③は、後述するようにまだ八ヶ月も先の話である。さすれば、騷擾が「たかだか改正の費用負担に対して反対した」に止まるのは、至極当然な成り行きであらう。

しかし、そのことと、この騷擾が政府にどのような政治的反応をなさしめたかは、全然別個の問題であらう。それは、その政策決定過程の緻密な政局史的分析に俟たねばなるまい。

もちろん、政治的反應、すなわち一〇年減租からこの騷擾の歴史的性格を適及的に推定することも妥当ではない。やはり、木戸田のように、関係史料に即してその実態を復元することで、この騷擾の歴史的性格を見極めようとするのが、歴史研究の王道と言ふべきであらう。

なお、高橋裕文「地租改正反対那珂一揆における国家と人民」〔茨城近代史研究〕第二号、一九八七年一月も参照。これは、「地租改正反対一揆」との理解に立ち、那珂郡における騷擾の実態を追究しているが、そこで提示された諸史実は木戸田の見解を確認するものになっている。

(34) 前掲「地租関係書類彙纂」三五六頁。

(35) 前掲「有尾敬重略歴」一四頁。

(36) 笠井恭悦「栃木県地租改正と地位等級」〔宇都宮大学農学部農業経済学教室研究資料〕、一九九三年三月、五二―五三頁を参照。

(37) 前掲「有尾敬重略歴」一四―一五頁。

(38) 前掲「本邦地租の沿革」一一三―一一四頁。

(39) 九年一二月に発生した三重県の騷擾の際、官側が収穫反米

を一方的に決定しようとする動きを、民衆の側では「押付反米」と受け取ったと伝えられている（前掲福島「地租改正の研究」四二―四二五頁を参照）。

(40) 前掲「資料」上・一九五三年九月（改訂版、一九七一年二月）、中・一九五六年三月、下。

(41) 佐々木寛司「日本資本主義と明治維新」文献出版、一九八八年一月、四二四―四三六および四五―四五三頁を参照。

(42) 「改正地租表」〔地租改正報告書〕〔前掲「集成」七〕八〇―一二七頁。

(43) 前掲福島「地租改正の研究」四〇五頁を参照。

(44) 福島正夫は、かつて、全国の改租結果に、次のような総括的評価を下していた（前掲「地租改正の研究」四六一頁）。

地租改正の総結果は、旧貢租との実質的増減を明確な数字により算出することは不可能であり、視角によりいろいろの結果が出る。しかし、大体においては、維新政権がその改租の構想をほぼ予定どおりに実現して旧租額の維持に成功したとみられる。ただしこれは百分の三税を基礎とし、かつおおむね明治八、九年の時点においてである。その後一〇年の減租は、その当時には、たしかに相当（貨幣形態では一六・七％、現石形態では一三・四％）の国家取分減少をもたらし、さらに西南戦争インフレーションにもとづく一一年以後米価の昂騰は土地所有者の負担を相当に軽減し未曾有の農村景気を現出した。だが、それも一朝の夢、一五年以後松方デフレーションの展開により、土地負担は非常に加重されてくる。米価は激落し、地方税は増徴される。改租費用の民費負担もきわめて大きい。そして、金納のため、地租負担の上に商業に高利貸資本の誅求が恒常的に添加されて、勤労農民の苦しみが拡大された。それらはすべて特殊日本的な本源的蓄積過程を推進する基底工作となった。

この叙述の時点でも、問題を耕地改租に限定した場合、インフレーションの影響を捨象しても、全体の過半を占める一〇年減租後に竣功した地域では、その結果が減租になったことを、福島が認めざるを得なかったのは、上引の部分を注意深く読めば明らかである。

その後、小稿と同じ「改正地租表」の数値によって、一〇年減租前の租率でも減租結果となることを、有尾の証言を解説する形で、次のように、一応、認めるに至っている（「解題」〔前掲「本邦地租の沿革」一九一―一九二頁〕）。

そこで改正租額と旧租額との比較はどうか。『報告書』によりこれを計算すると三四八万五一九三円（計算すれば六・七パーセント）の減額が出ることになった。ここでは一類地（田・畑・宅地・塩田）のみで、二類地（山林・原野・雑地・温泉等）が入らず、したがって第九款地租の数字とは差があるし、また租率百分の三としての計算である。

しかも、この耕地地の減租結果は、「地積は四八パーセント増、収穫は四、三六六万八、三五四石として旧高より一、三三三万石（四三・五パーセント）増となる。」（同上、一九一頁）と、福島自身がその数値を確認している大幅な増反・増石にもかかわらず、もたらされたものである。

こうした改租結果は、前述の如く、佐々木寛司が批判したところだが、素直に受けとめられず、したがって、維新変革―明治国家・日本資本主義形成の歴史像の中に、正当に位置づけられて来なかった。当然、それが、その歴史像にある種の歪みをもたらしたことは、否めまい。

旧税収維持の方針の下にすすめられた地租改正の結果、民衆は近世の貢租と同様の水準にある高額地租を負担しなければならず、そのため資本の本源的蓄積の自立的展開は阻害されたとの理解に立って、わが国における資本主義形成の主導

線は地租を国家資本に転化する途に求められ、副次線として地租の二次的転化たる華族資本や政商資本、またその生計破壊を不可避的に随伴する酷薄な民衆収奪によって得られた地主資金の資本転化が認められる、というのが戦前の講座派から戦後歴史学が継承した、地租改正と日本資本主義形成の歴史の連関についての大方の認識であろう。

これに対する批判・克服をめざす研究動向は戦前の服部之総を先駆として、戦後もさまざまな形で現れているが、比較的に近年の動きでは、石井寛治が幕末以来の輸出関連の生産―流通部門に原著の可能性を検出し、これを「商人的対応」と名付けて、そこに外圧下での民族的自立性確保の根柢を見出だそうとしているのが注目される（『維新変革の基礎過程―対外的契機と「編成替」―』〔『歴史学研究』第五六〇号、一九八六年一〇月〕を参照）。もともと、石井も「権力的対応と密着した商人的対応の進展は、民権運動の追求する民衆的対応（＝小生産者型発展）の線を権力的・商人的対応の線の下に従属させていった。」（同上二四八頁）と述べて、「民衆的対応」の自立的展開の可能性には否定的な見地を表明している。

しかし、改租結果を前述のように理解するとすれば、石井のいう「民衆的対応」なるものは、かならずしも自由民権運動の帰趨と結びつけずとも、また「権力的対応」や「商人的対応」にすべてが「従属」させられてしまう体のものと見なくともよい、自立的展開の基盤を改租事業を通じて獲得していったと考えることもできよう。このように考えてみると、わが国の近代化の経済・社会像を、従前より幾分かはバラエティーに富んだものとして把握していくことに道を開けるのではあるまいか。

なお付言すれば、地主資金の資本転化については、中村政則がその全体像を提示しているが（『近代日本地主制史研究

——地主制と資本主義——」東京大学出版会、一九七九年五月を参照）、講座派以来、地租改正法中の地方官心得の検査例第二則の小作米規定（前掲「地租関係書類彙纂」三二九頁を参照）を地主収奪の法的保障とする見地がとられている。

これについては、暉峻衆三が夙に指摘しているように、実際の改租事業における地価算定では第二則の計算方式は、初期の一部の地域を除いて一般にはとられていない（「地租改正における地価算定の問題」（宇野弘蔵編「地租改正の研究」下巻、東京大学出版会、一九五八年四月）を参照）。この点は、筆者も和歌山県の事例に即して、地価算定方式が第二則から第一則に転換する経緯を追跡して、暉峻の指摘を確認している（「和歌山県の地租改正——明治初年の地域行政と地租改正事業——」（『ヒストリア』第八八号、一九八〇年九月、のち改稿して前掲拙著「地租改正と地方制度」第一編第二章「和歌山県の地租改正」として収録）を参照）。また、田村貞雄も一九八〇年代初めまでの地租改正研究を整理・総括してこの点を重視している（「地租改正と資本主義論争」吉川弘文館、一九八一年三月を参照）。さらに、佐々木寛司は、第二則方式とみられていた初期のものを検討した上で、第二則の計算方式で改正地価を確定した事例が「現在のところまったく見当たらないという結論は許されよう。」と断じている（前掲佐々木「日本資本主義と明治維新」三七四頁）。この佐々木所論については検証を要すると思われるが、その大方において暉峻所論の妥当性は間違いないであろう。

検査例第二則が実際の改租事業とは如上の関係にあったとすれば、その小作米規定を地主収奪の法的保障とする見地の維持は難しいのではなからうか。さすれば、この点では「権力的対応」が地主の資金蓄積を支持・促進するものではなく、その限りに於いて、それを「民衆的対応」と敵対的關係にあるものとア priori に理解することには躊躇せざるを得ま

い。

もつとも、この問題を幕末から明治前期にかけての政治・経済史の全体像の中にきちんと位置づけていくためには、地主の資金蓄積についての貧窮分解論的理解や、それと「権力的対応」とを親和的關係とし、逆にそれと「民衆的対応」とを敵対的關係とする見地、さらには「権力的対応」と「民衆的対応」を本質的には敵対的關係とする認識、その基礎をなす自由民権運動の政治的 성격や、政府の殖産興業政策の経済的格の理解などの見直しが関連して必要となつてこよう。

(45) 前掲有尾「本邦地租の沿革」一一四頁。

(46) 西南戦争の時期の政府財政の状況については、前掲拙著「地租改正と地方制度」一四一―一六頁を参照。

(47) 明治六（一八七三）年三月二五日付の大政官布告第一一四号による地所名称区別では八つの地種を定め、その一つを公有地とし「野方秣場ノ類郡市坊一般公有ノ税地又ハ無税地ヲ云」と規定した（前掲「地租改正例規沿革撮要」二二九―二三〇頁）。その後、七（一八七四）年一月七日付の太政官布告第一二〇号で地所名称区別を改正し、地種を官有地と民有地に二大別した（同上二三〇―二三二頁）。ここでは民有地第二種が従来の公有地に該当していたが、それは「人民数人或ハ一村或ハ数村所有ノ確証アル学校・病院・郷倉・牧場・秣場・社寺等官有ニ非ル土地ヲ云」と規定され（同上二三二頁）、さらに八年七月八日付の地租改正事務局議定の地所処分規則第一章第四条で、その認定に次のような厳しい基準が設けられた（前掲「資料」上、五六―三頁）。

従前公有地ノ内檢地帳水図帳名寄帳ニ人民名受ノ確証アルカ又ハ出金買得セシ証左アルモノハ民有地ト相定メ其他ハ官有地ト定ムヘシ若シ人民名受ノ確証又ハ出金買得セシ証書ナシト雖トモ人民所有地ト看認ムヘキ成跡アルモノハ其事實ニ拠リ民有地ト相定ムヘキ事

この厳しい基準によって公有地の官民有区分が推し進められ、その大半は官有地に編入されたとされる（前掲福島「地租改正の研究」第三編「林野改租の特質」、とりわけ第三章「公有地の官民有区分」、また丹羽邦男「土地問題の起源 村と自然と明治維新」平凡社、一九八九年八月を参照）。

(48) 埼玉県の改租事業については、前掲佐々木「日本資本主義と明治維新」第三章第二節三「後期改租事業の特質——埼玉県の場合（二）——」を参照。

佐々木によれば、埼玉県では、八（一八七五）年三月三日付で、告諭書と地租改正二付人民心得書を管内に布告しているが、翌九年六月に地租改正事務局から局長が来県した前後から地押丈量が急速に進み、同年一月にはほぼ完了したという（同上三八七頁を参照）。こうした事情が表1の記載の典拠とした「埼玉県地租改正紀要」（大蔵省編「府県地租改正紀要」復刻版、御茶の水書房、一九七九年七月所収）が事業開始時期を九年五月とした背景であろう。

ちなみに、東京府も増租結果となっているが、その要因は、八年八月二八日付の太政官布告第一三三三号で「各府県地租改正法管内一般ニ施行ノ節ハ市街地モ亦右改正法ニ準拠シ地価百分三ノ税ヲ課スヘシ」（前掲「地租改正例規沿革撮要」一九八頁）とされ市街地の地租が大幅に引き上げられ、しかも同府の有税地に占めるその割合が高いことにある。すなわち、同府の市街宅地の地価総額は一〇〇六万三八九三円で、民有地第一種の耕宅地の地価総額の四六・七九パーセント、また、地価三パーセントでは、市街宅地は二二万四二六三円の増租となり、耕宅地の増租額の七八・六六パーセントを占めている（前掲「地租改正表」八二頁を参照）。

なお、「改正地租表」によれば、全国で増租結果となったのは、東京府と埼玉県のほかは岩手県だけだが、同県の増租要因は林野で、耕宅地は減租となっている（同上二〇三頁を

参照）。林野は熊本県を除き（同上二一九頁を参照）、全府県で増租となっているが、大方は耕宅地が減租となってそれを打ち消し、全体の減租結果をもたらしている。耕宅地が増租となっているのは全国で東京府と埼玉県だけで、これが両府県の増租結果の要因である。就中、埼玉県は、市街宅地がなく、郡村耕宅地が単独で増租要因となっている唯一の事例として注目される（同上八九頁を参照）。

(49) 福島正夫は、小稿と同じ史料に拠りながら、田畑を区別せず、しかも改租石代の全国最低額を若松県の二円五一銭だとしているが（『地租改正』吉川弘文館、一九六八年一〇月、一七八〜一七九頁を参照）、いかがなものであろうか。

(50) 地価算定方式については、すでに和歌山県での事例に即して少しく立ち入った考察を行っているので、それを参照されたい（前掲拙著『地租改正と地方制度』第一編第二章「和歌山県の地租改正」および同第三章「地租改正をめぐる民衆運動」）。

(51) 前掲「地租関係書類彙纂」三二五頁を参照。

（二〇〇〇年八月二三日稿了）